

目次

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）（第一条関係）	1
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第二条関係）	15
○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第三条関係）	18
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）（第三条関係）	19
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）（抄）（第三条関係）	22
○ 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第 号）（抄）（第三条関係）	23
○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）（第四条関係）	24
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第五条関係）	26
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（第六条関係）	28
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第七条関係）	30
○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（第八条関係）	32
○ 総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）（抄）（第九条関係）	33

改正案

現行

（国家戦略特別区域小規模保育事業に関する技術的読替え等）

第五條 法第十二條の四第一項の場合における子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十條第四項の規定の適用については、同項中「前條第二項」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）第十二條の四第四項の規定により読み替えて適用する前條第二項」とする。この場合において、同項の規定により法第十二條の四第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九條第二項及び第五項から第七項までの規定を準用するときは、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十五條の規定は、適用しない。

第二項	満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育を受けようとする第十九條第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下この項及び第五項において「教育認定子ども」という。）に係る
-----	------------------------------------	--

【新設】

とし、国家戦略特別区 域特定小規模保育事業 者から特定満三歳以上 保育認定地域型保育を 受けようとする満三歳 以上保育認定子どもに 係る支給認定保護者は 、内閣府令で定めると ころにより、国家戦略 特別区域特定小規模保	満三歳未満保育認定地 域型保育を当該満三歳 未満保育認定子ども	
とする	特別利用地域型保育又は特定利 用地域型保育（第五項において 「特別利用地域型保育等」とい う。）を当該教育認定子ども又 は当該満三歳以上保育認定子ど も	支給認定保護者又は特定利用地 域型保育（特定満三歳以上保育 認定地域型保育を除く。）を受 けようとする満三歳以上保育認 定子ども

				第五項		
定子ども	当該満三歳未満保育認定子ども	当該教育認定子ども	満三歳未満保育認定地域型保育	満三歳未満保育認定地域型保育	とき、又は満三歳以上保育認定子どもが国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき	育事業者に支給認定証を提示して当該特定満三歳以上保育認定地域型保育を当該満三歳以上保育認定子どもに受けさせるものとする
			特別利用地域型保育等	満三歳未満保育認定地域型保育	とき	教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもが

第七項		特定地域型保育事業者 又は当該国家戦略特別 区域特定小規模保育事 業者	特定地域型保育事業者
第三項第一号	費用又は当該特定満三 歳以上保育認定地域型 保育に要した費用	費用	
次条第二項第二号又は第三号			

2 |

法第十二条の四第一項の場合における特定満三歳以上保育認定地域型保育（同条第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）に係る子ども・子育て支援法施行令第九条及び第十条の規定の適用については、同令第九条第一項第一号及び第十条第一項第一号中「十万四千元」とあるのは「十万千元」と、「十万二千四百年」とあるのは「九万九千四百年」と、同令第九条第一項第二号及び第十条第一項第二号中「八万円」とあるのは「七万七千元」と、「七万八千八百円」とあるのは「七万五千八百円」と、同令第九条第一項第三号及び第十条第一項第三号中「六万千元」とあるのは「五万八千元」と、「六万百円」とあるのは「五万七千百円」と、同令第九条第一項第四号及び第十条第一項第四号中「四万四千五百円」とあるのは「四万五千五百円」と、「四万

三千九百円」とあるのは「四万九百円」と、同令第九条第一項第五号及び第十条第一項第五号中「三万円」とあるのは「二万七千円」と、「二万九千六百円」とあるのは「二万六千六百円」と、同令第九条第一項第六号及び第十条第一項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万六千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万六千三百円」と、同令第九条第一項第七号及び第十条第一項第七号中「九千円」とあるのは「六千円」と、同令第九条第二項及び第十条第二項中「二万九千六百円」とあるのは「二万六千六百円」と、「九千円」とあるのは「六千円」と、「一万九千五百円」とあるのは「一万六千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万六千三百円」とする。

3 | 前項に規定するもののほか、法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行令の規定の適用については、同令第十四条各号列記以外の部分（同令附則第十七条において引用する場合を含む。）中「及び第九条」とあるのは「、第九条（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」及び第十一条」と、同令第十四条の二第一項各号列記以外の部分（同令附則第十七条の二において引用する場合を含む。）中「及び第九条から前条まで」とあるのは「、第九条から第十三条まで及び前条（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」と、同令第二十三条第三項第一号中「第十四条の二」とあるのは「第十四条の二（特区法施行令第五条第三項の規定

定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。」とする。

(法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定)

第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一〜九 (略)

十 子ども・子育て支援法第八十三条から第八十五条までの規定

(指定試験機関の指定)

第七条 法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「準用児童福祉法」という。)第十八条の九第一項の規定による指定(以下この条(第三項第四号を除く。))及び次条(第二項第七号を除く。))において単に「指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関(準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。)の指定をしてはならない。

一・二 (略)

三 申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあつ

(法第十二条の四第四項第三号の政令で定める法律の規定)

第五条 法第十二条の四第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一〜九 (略)

十 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第八十三条から第八十五条までの規定

(指定試験機関の指定)

第六条 法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「準用児童福祉法」という。)第十八条の九第一項の規定による指定(以下この条(第三項第四号を除く。))及び次条(第二項第七号を除く。))において単に「指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関(準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。)の指定をしてはならない。

一・二 (略)

【新設】

ては、申請者の役員又は構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するとき
は、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、法人以外の者であること。

二～四 (略)

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、又は児童福祉法に違反して、刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を
経過しない者

ロ・ハ (略)

第八条 (略)

(児童福祉法施行令の準用)

第九条 児童福祉法施行令第二章(第四条、第五条、第七条及び第十二条
を除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする
。

第六条

法第十八条の八第三項の

特区法第十二条の五第八項に

保育士試験委員

において読み替えて準用する法

3 都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するとき
は、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二～四 (略)

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法第十二条の四第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規
定により、又は児童福祉法に違反して、刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を
経過しない者

ロ・ハ (略)

第七条 (略)

(児童福祉法施行令の準用)

第八条 児童福祉法施行令第二章(第四条、第五条、第七条及び第十二条
を除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする
。

第六条

法第十八条の八第三項の

特区法第十二条の四第八項に

保育士試験委員

において読み替えて準用する法

第十五条第三号	第十四条	第十三条第一項及び第十五条第一号	第八条	指定試験機関	第十八条の八第三項の国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第十二条	第十二条第二項	法第十八条の九第一項	法第十八条の十一第一項の保育士試験委員	特区法第十二条の五第八項において読み替えて準用する法第十八条の十一第一項の国家戦略特別区域限定保育士試験委員	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）
特区法施行令第八号	特区法施行令第八条第二項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項			

第十五条第三号	第十四条	第十三条第一項及び第十五条第一号	第八条	指定試験機関	第十八条の八第三項の国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第十二条	第十二条第二項	法第十八条の九第一項	法第十八条の十一第一項の保育士試験委員	特区法第十二条の四第八項において読み替えて準用する法第十八条の十一第一項の国家戦略特別区域限定保育士試験委員	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）
特区法施行令第七号	特区法施行令第七条第二項	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の九第一項			

(略)	第二十條	他の都道府県知事	他の都道府県知事又は特区法第十二條の五第十二項に規定する試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）の長
	行つた都道府県知事	行つた都道府県知事又は試験実施指定都市の長	

(国家戦略特別区域限定保育士登録証)

第十條 法第十二條の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八條の十八第三項の規定により交付された国家戦略特別区域限定保育士登録証は、三年経過日以後においては、当該国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付した都道府県知事から児童福祉法第十八條の十八第三項の規定により交付された保育士登録証とみなす。

(国家戦略特別区域限定保育士事業に関する読替規定)

第十一條 法第十二條の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第七條から前条までの規定の適用については、第七條第二項及び第三項並びに第八條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第九條中「次

(略)	第二十條	他の都道府県知事	他の都道府県知事又は特区法第十二條の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）の長
	行つた都道府県知事	行つた都道府県知事又は試験実施指定都市の長	

(国家戦略特別区域限定保育士登録証)

第九條 法第十二條の四第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八條の十八第三項の規定により交付された国家戦略特別区域限定保育士登録証は、三年経過日以後においては、当該国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付した都道府県知事から児童福祉法第十八條の十八第三項の規定により交付された保育士登録証とみなす。

(読替規定)

第十條 法第十二條の四第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第六條から前条までの規定の適用については、第六條第二項及び第三項並びに第七條中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八條中「次の

の」とあるのは「同令第六条中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第九条、第十一条、第十四条、第十五条、第十七条第二項、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第十六条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長（）」と、「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第二十条中「都道府県知事は」とあるのは「試験実施指定都市の長は」と読み替えるものとするほか、次の」と、同条の表第二十條の項中「他の都道府県知事又は特区法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）」とあるのは「都道府県知事又は他の試験実施指定都市」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

（都道府県知事への引継ぎ）

第十二条 法第十二条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

「とあるのは「同令第六条中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第九条、第十一条、第十四条、第十五条、第十七条第二項、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第十六条中「都道府県知事（）」とあるのは「試験実施指定都市の長（）」と、「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第二十条中「都道府県知事は」とあるのは「試験実施指定都市の長は」と読み替えるものとするほか、次の」と、同条の表第二十條の項中「他の都道府県知事又は特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）」とあるのは「都道府県知事又は他の試験実施指定都市」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

（都道府県知事への引継ぎ）

第十一条 法第十二条の四第十二項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

(法第十六条の五第一項の政令で定める作業)

第十九条 法第十六条の五第一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 農畜産物の生産に伴う副産物（次号において単に「副産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業
- 二 農畜産物又は農畜産物若しくは副産物を原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された物の運搬、陳列又は販売の作業

(法第十六条の五第一項の政令で定める要件)

第二十条 法第十六条の五第一項の政令で定める要件は、次の各号のい

第十二条 (略)

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

【新設】

【新設】

れにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 農作業に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、農業支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
- 三 農業支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

(法第十六条の五第一項の政令で定める基準)

第二十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
- 二 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- 三 前号に掲げるもののほか、事業実績又は人的構成に照らして国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。
- 四 第十八条第四号のイからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

(法第十六条の六第一項の政令で定める基準)

第二十二条 法第十六条の六第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

【新設】

(法第十六条の五第一項の政令で定める基準)

第十八条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二(略)

(法第十六条の七第一項の政令で定める基準)

第二十三条 法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。
- 二 当該外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
- 三 当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

第二十八条 (略)

一・二(略)

【新設】

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

第二十三条 (略)

第二十九条 (略)

第三十条 第二十八条第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

2 第二十八条第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。

第二十四条 (略)

第二十五条 第二十三条第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

2 第二十三条第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。

改正案	現行
<p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）<u>第十二条の五第五項及び第十七項から第十九項までの規定</u></p> <p>第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>②（略）</p> <p>③ 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）<u>第八条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）</u>の規定により指定を取り消され、その取消しの</p>	<p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）<u>第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定</u></p> <p>第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>②（略）</p> <p>③ 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）<u>第七条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）</u>の規定により指定を取り消され、その取消しの</p>

日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法に違反して、又は特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ (略)

ハ 特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の第十二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第十二条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号(第三号及び第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

② 都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 一六 (略)

七 特区法施行令第八条第一項又は第二項(第七号に係る部分を除く。)の規定により指定を取り消されたとき。

第二十二条の五 法第十九条の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法に違反して、又は特区法第十二条の四第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ (略)

ハ 特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の第十二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第十二条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号(第三号及び第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

② 都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 一六 (略)

七 特区法施行令第七条第一項又は第二項(第七号に係る部分を除く。)の規定により指定を取り消されたとき。

第二十二条の五 法第十九条の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

<p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 特区法(第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)</p> <p>二十二 (略)</p> <p>第二十二條の八 法第十九條の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特区法(第十二条の五第七項の規定に限る。)</p> <p>三 特区法第十二条の五第八項において準用する法</p> <p>四 (略)</p>	<p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 特区法(第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)</p> <p>二十二 (略)</p> <p>第二十二條の八 法第十九條の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特区法(第十二条の四第七項の規定に限る。)</p> <p>三 特区法第十二条の四第八項において準用する法</p> <p>四 (略)</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（保健医療又は社会福祉に関する法律）</p> <p>第五条の十五の三 法第七十条の四第一号ロの政令で定める保健医療又は社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>十九・二十 （略）</p>	<p>（保健医療又は社会福祉に関する法律）</p> <p>第五条の十五の三 法第七十条の四第一号ロの政令で定める保健医療又は社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>十九・二十 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）</p>

。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。

）及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の規定とする。

2（略）

（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）及び公認心理師法の規定とする。

附則

（法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。

）及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の規定とする。

2（略）

（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）及び公認心理師法の規定とする。

附則

（法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）及び公認心理師法の規定とする。

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）及び公認心理師法の規定とする。

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p>	<p>（法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 公認心理師法（以下「法」という。）<u>第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</u></p> <p>一（二十一）（略）</p> <p>二十二 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）<u>第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定</u></p>	<p>（法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 公認心理師法（以下「法」という。）<u>第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</u></p> <p>一（二十一）（略）</p> <p>二十二 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）<u>第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定</u></p>

改正案	現行
<p>（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十七）（略）</p> <p>二十八 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>二十九・三十（略）</p> <p>（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）</p> <p>三（三十）（略）</p>	<p>（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十七）（略）</p> <p>二十八 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>二十九・三十（略）</p> <p>（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）</p> <p>三（三十）（略）</p>

三十一 国家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）
三十二・三十三 (略)

三十一 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
三十二・三十三 (略)

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号</p> <p>（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>二十七・二十八（略）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p> <p>第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号</p> <p>（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>二十七・二十八（略）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p> <p>第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、</p>

第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第一項第九号、第一百五條の九第一項第九号、第一百五條の十九第十一号、第一百五條の二十九第九号及び第一百五條の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二條の五第八項において準用する場合を含む。）

三 二十八 (略)

二十九 国家戦略特別区域法（第十二條の五第七項の規定に限る。）

三十・三十一 (略)

第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第一項第九号、第一百五條の九第一項第九号、第一百五條の十九第十一号、第一百五條の二十九第九号及び第一百五條の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二條の四第八項において準用する場合を含む。）

三 二十八 (略)

二十九 国家戦略特別区域法（第十二條の四第七項の規定に限る。）

三十・三十一 (略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（第六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七十七条第三項第四号（法第一百七十七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十五）（略）</p> <p>二十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>二十七・二十八（略）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七十七条第三項第四号（法第一百七十七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十五）（略）</p> <p>二十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>二十七・二十八（略）</p> <p>（指定の取消し等に係る法律）</p>

<p>第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第一項第九号、第四百四条第一項第十号、第四百十五条の九第一項第九号、第五百十五号の十九第十一号及び第五百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）</p> <p>三〇二十八 (略)</p> <p>二十九 国家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）</p> <p>三〇・三十一 (略)</p>	<p>第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百四条第一項第九号、第四百四条第一項第十号、第四百十五条の九第一項第九号、第五百十五号の十九第十一号及び第五百十五条の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）</p> <p>三〇二十八 (略)</p> <p>二十九 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）</p> <p>三〇・三十一 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第五十条第一項第九号の政令で定める法律）</p> <p>第二十六條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p>	<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第五十条第一項第九号の政令で定める法律）</p> <p>第二十六條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p>

<p>一・二 (略)</p> <p>三 国家戦略特別区域法(第十二条の五第七項の規定に限る。)</p> <p>四 国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 国家戦略特別区域法(第十二条の四第七項の規定に限る。)</p> <p>四 国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律） 第十七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 二十 （略）</p> <p>二十一 国家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）</p>	<p>（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律） 第十七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 二十 （略）</p> <p>二十一 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）</p>

改正案	現行
<p>（法第十四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）</p> <p>第三条 法第十四条の二第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十六条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第十四条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第四項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項」と、同法第二十八条の二第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の変更（当該変更により</p>	<p>（法第十四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）</p> <p>第三条 法第十四条の二第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十六条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第十四条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の変更（当該変更により第</p>

より第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。)がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更(特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があつた場合、第一項とする。

(法第三十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え)

第五条 法第三十七条の二第三項の規定により構造改革特別区域法第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十九条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十一条第九項若しくは第十項の規定により地域活性化総合特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域(同法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第四項において同じ。)内に所在しないこととなるものに限る。))がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更(特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。))の認定が

第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。)がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更(特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があつた場合又は第一項とする。

(法第三十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え)

第五条 法第三十七条の二第三項の規定により構造改革特別区域法第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十九条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十一条第九項若しくは第十項の規定により地域活性化総合特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域(同法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。)内に所在しないこととなるものに限る。))がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更(特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。))の認定が

あつた場合、第一項と、同法第二十八条の二第四項中「場合、同項」
とあるのは「場合、総合特別区域法第三十一条第九項若しくは第十項の
規定により地域活性化総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一
項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の
当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこ
ととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定に
よる認定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十
八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る
。）の認定があつた場合、第一項とする。

あつた場合、第一項と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」と
あるのは「、総合特別区域法第三十一条第九項若しくは第十項の規定に
より地域活性化総合特別区域の区域の変更（当該変更により第一項の規
定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製
造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととな
るものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認
定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の
二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の
認定があつた場合又は第一項とする。